

下記の者に関する書類は、通常の方法では送達不能ですので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、書類は、健康部国民健康保険課にて保管し、名宛人又はその関係者から申出があれば、いつでも交付します。

令和8年10月 9日

前橋市長 小 川 晶

記

公示送達を受ける者

NO	氏 名	送達書類
1	神谷 恒子	督促状